

# 岐阜県公報

第 六 百 三 十 四 号  
令和 七 年 十 月 二 十 八 日  
(火曜日)

## 目 次

### 告 示

○指定施設機関の名称の変更の届出  
○道路の供用開始

(地域福祉課) 四六五  
(道路維持課) 四六五

### 公 示

○土地改良事業の工事の完了  
○土地改良区役員の退任

(農地整備課) 四六六  
(西濃農林事務所) 四六六

## 告 示

岐阜県告示第四百五十六号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十五条第二項において準用する同法第五十条の二及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十条の二の規定により次の指定施設機関からその名称を変更した旨届出があったので、同法第五十五条の三及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十条の三の規定により告示する。

令和七年十月二十八日

岐阜県知事 江 崎 禎 英

| 氏 名 | 施設所等の名称 | 施設所等の所在地又は施術者の住所 | 年 月 日 更 |
|-----|---------|------------------|---------|
|-----|---------|------------------|---------|

|         |          |                 |           |
|---------|----------|-----------------|-----------|
| 武 内 憲 一 | 新 れもん治療院 | 瑞穂市別府一〇二二三 RWIN | 令和 七・一〇・七 |
|         | 旧 さくら治療院 | GI一〇〇一          |           |

岐阜県告示第四百五十七号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、令和七年十月二十八日から二週間岐阜県県土整備部道路維持課及び岐阜県多治見土木事務所において一般の縦覧に供する。

岐 阜 県 公 報

毎 週

(火曜日)  
(金曜日)

発 行

(休日)  
(休日に当たる  
ときは翌日)

令和七年十月二十八日

令和七年十月二十八日

岐阜県知事 江 崎 禎 英

|          |            |                                                 |              |               |                                              |
|----------|------------|-------------------------------------------------|--------------|---------------|----------------------------------------------|
| 道の種類     | 路線名        | 区 間                                             | 延長<br>(メートル) | 供用開始<br>の 期 日 | 備考<br>(区域又は<br>決定の又は<br>変更の又は<br>示年月日<br>ほか) |
| 一般<br>国道 | 二百四十<br>八号 | 多治見市若松町四丁目一番二<br>地先から<br>同 市光ヶ丘二丁目六七番<br>一 地先まで | 八・九          | 令和<br>七・二・六   | 平成<br>三・六・二〇<br>平成<br>六・三・八<br>令和<br>二・五・一五  |

公 示

。土地改良事業の工事の完了  
次の県営土地改良事業の工事が完了したので、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第百十三条の第三項の規定により公示する。

令和七年十月二十八日

岐阜県知事 江 崎 禎 英

|          |          |          |
|----------|----------|----------|
| 事業の種類    | 施行に係る地区名 | 工事完了年月日  |
| ため池等整備事業 | 前 沢 地 区  | 令和七・七・二二 |

。土地改良区役員の退任

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十八項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任した旨の届出があったので、同条第十九項の規定により

公示する。

令和七年十月二十八日

岐阜県知事 江 崎 禎 英

|                         |           |           |                 |
|-------------------------|-----------|-----------|-----------------|
| 退任した役員                  | 役名        | 氏 名       | 住 所             |
| 土地改良区<br>色目川沿岸<br>土地改良区 | 退任<br>年月日 | 氏 名       | 住 所             |
| 令和<br>七・五・三             | 理事        | 岡 本 和 義   | 養老郡養老町橋爪 一一五二番地 |
| 令和<br>七・九・二四            | 監事        | 佐 竹 晴 佳 同 | 蛇持 三六三番地        |

令和七年十月二十八日発行

発行者 岐阜市藪田南二丁目一番一号  
発行所 岐阜県庁

編集 岐阜市三輪ふりんとびあ十三丁 岐阜文芸社